

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 2 月 13 日

金 曜 日

第 3871 号

## 目 次

### 告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3
○保安林の指定予定	

### 公 告

○都市計画事業の施行	5
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	6
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	

## 告 示

### 富山県告示第55号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道事業

富山公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和27年 4 月 1 日から

平成31年 3 月31日まで

### 富山県告示第56号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 2 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

八尾都市計画下水道事業

富山公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成 5 年12月27日から

平成31年 3 月31日まで

---

**富山県告示第57号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営黒部2次地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営黒部2次地区土地改良事業変更計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年2月13日から

平成27年3月13日まで

**3 縦覧の場所**

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第58号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市谷屋字向山13、14の1から14の4まで、16、17、18の1、18の2、19の1、19の2、22の1から22の4まで、23から25まで、29、字谷内4409から4416まで、4418から4420まで、4422から4425まで

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第59号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市布尻町長入会地字立道割9の5、字中尾割2の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**都市計画事業の施行**

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成27年 2 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業

1号 あいの風とやま鉄道線

2号 西日本旅客鉄道高山線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町 1 の11 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収容の部分 変更なし

使用の部分 なし

### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年1月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山ダルクリカバリークルーズ

3 代表者の氏名

林 敦也

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市岩瀬古志町18番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく精神障害者（障害程度区分1～3）及びWHO規定に基づく精神障害（依存症に特化する。以下「依存症」という。）で苦しんでいる人々及び家族などに対して、回復したいという意志を基に、回復促進のためのプログラムを提供し、回復促進の手助けをする。そして、精神障害者及び依存症の人々が、自分の望む社会的役割を担うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とする。

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1

項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) コストコホールセール射水倉庫店

射水市上野(小杉インターパーク事業) 地内

2 店舗を設置する者 コストコホールセールジャパン株式会社

3 店舗において小売業を行う者 コストコホールセールジャパン株式会社

4 新設の日 平成27年8月20日

5 店舗面積の合計 10,099.35㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物正面南側 784台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物正面南側 50台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 469㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 54.6m<sup>3</sup>

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 5箇所 敷地南側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前4時～午後10時

8 届出の日 平成27年2月4日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成27年2月13日から平成27年6月15日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

---

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由